

令和4年度地球温暖化対策計画事業者説明会

地球温暖化対策計画制度の概要

環境部 温暖化対策課



彩の国
埼玉県

地球温暖化対策計画制度

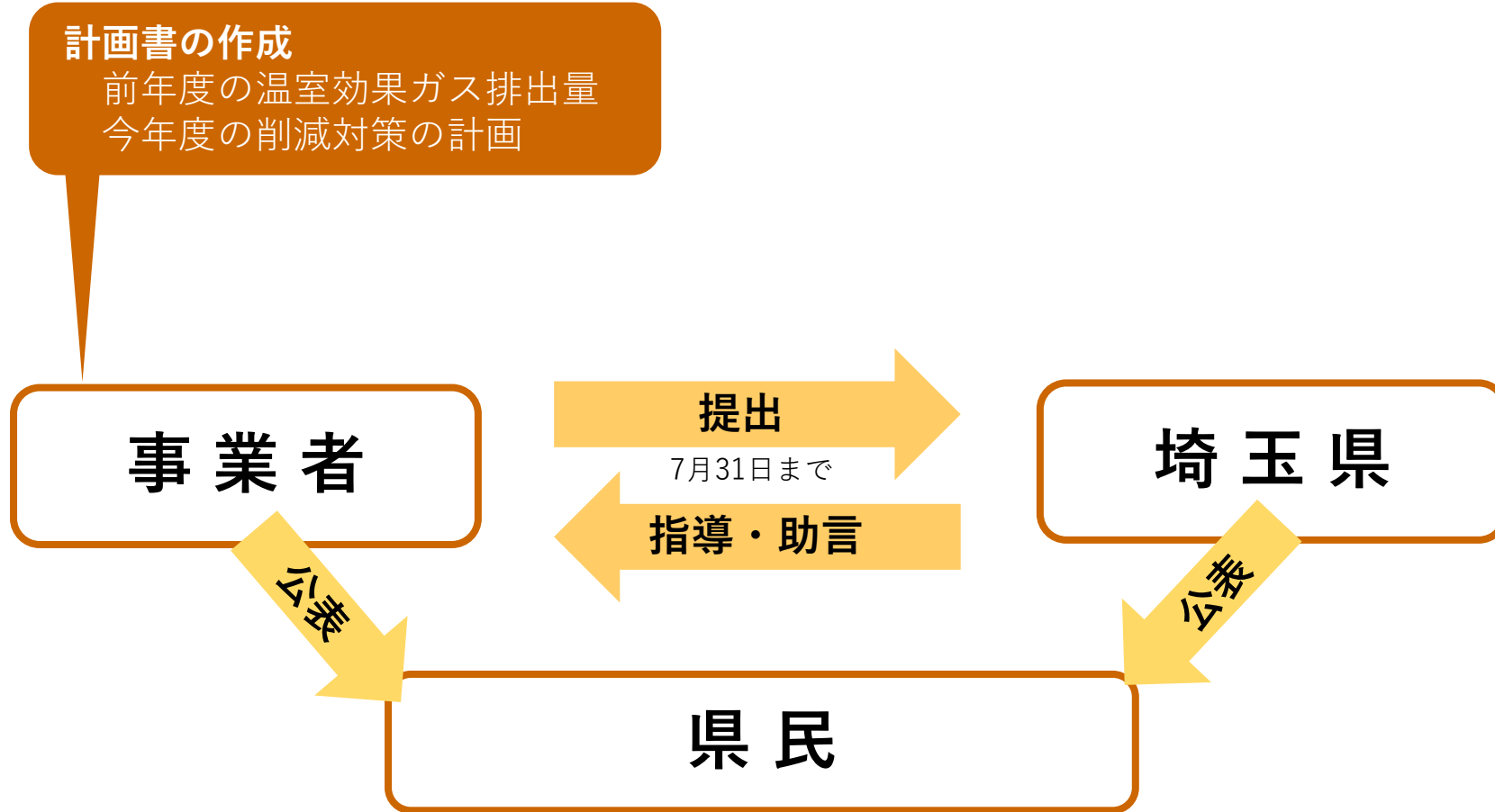
- 事業者は、地球温暖化対策を総合的に実施するための計画をまとめ、県に提出する。
- 事業者は作成した計画に基づき、地球温暖化対策の実施と継続的な改善を行う。
- 計画や実施状況は、事業者と県がそれぞれ公表を行う。

計画に含まれる内容

- ✓ 温室効果ガス排出量削減の定量的な目標
- ✓ 過去の温室効果ガス排出量の推移
- ✓ 実施した地球温暖化対策の内容、削減効果、実施年度
- ✓ 計画した地球温暖化対策の内容、削減効果見込み、実施予定年度
- ✓ 対策のための組織体制、地球温暖化対策推進者氏名

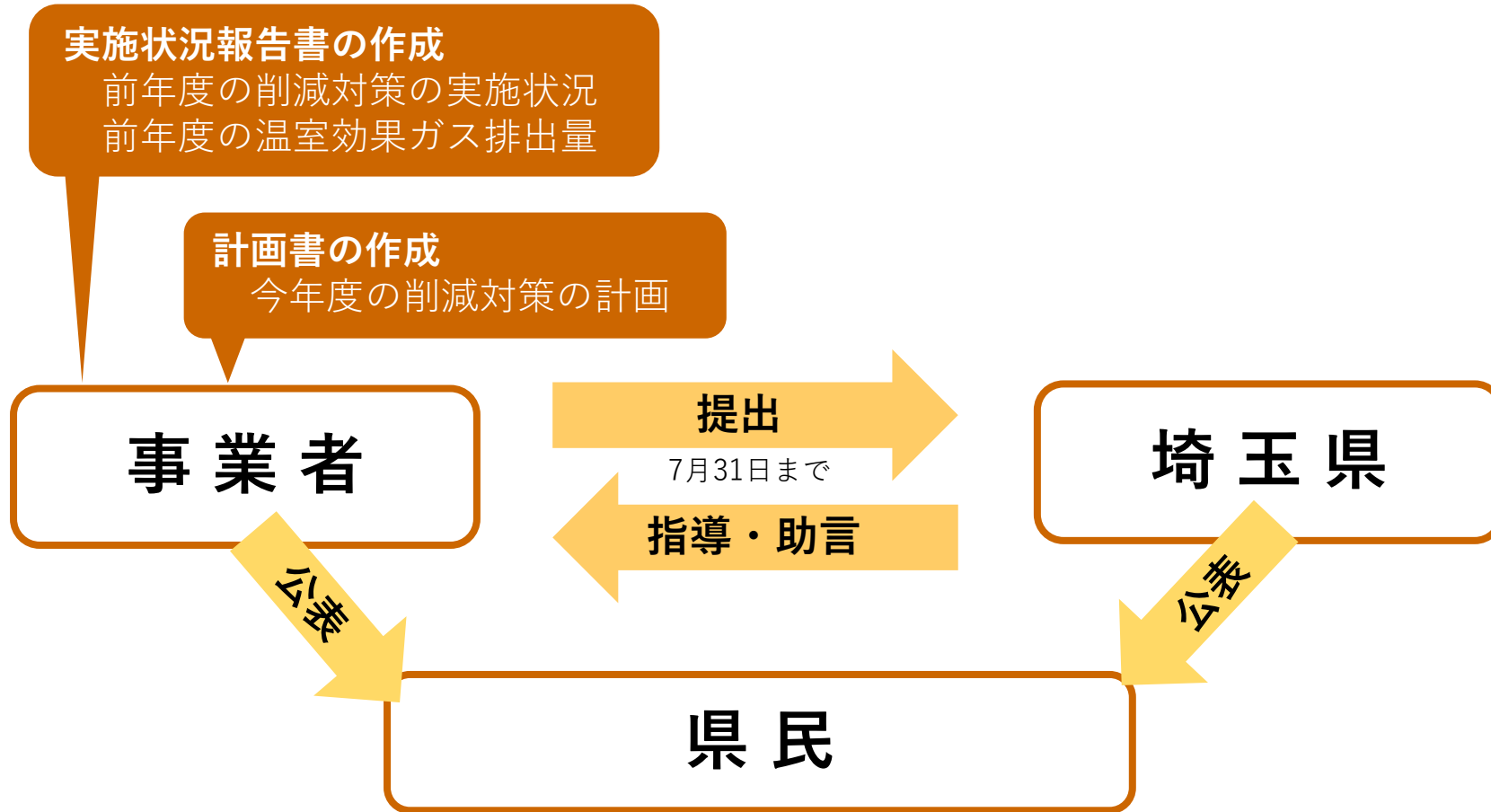
計画書の提出（初年度）

初年度の報告



計画書の提出（2年度目以降）

2 年度目以降の報告



計画書の提出者

- 一定の要件を満たす事業者（特定事業者、次ページで説明）は、計画の提出が義務。
- 特定事業者以外も、計画を作成し提出することが可能。
- 計画を提出した者は、翌年度の実施状況報告が義務。
(計画の提出が義務でない者であっても、計画を提出した場合は、翌年度の実施状況報告が義務となります。)

	当年度の計画	翌年度の実施状況報告
特定事業者	提出が義務	計画を提出した場合には 翌年度に実施状況報告が義務
任意事業者	提出は任意	

特定事業者（提出が義務となる者）

原油換算エネルギー使用量（前年度）

1,500 kL 以上 の事業者

エネルギー使用量 1,500 kL の目安

オフィス・事務所	使用電力量年間 600万 kWh 程度
小売店舗	延床面積 30,000 m ² 程度
病院	病床数 500～600 床程度



県内すべての事業所の
合算で判断

（フランチャイズチェーン等を含む）

店舗面積（当年度4月1日時点）

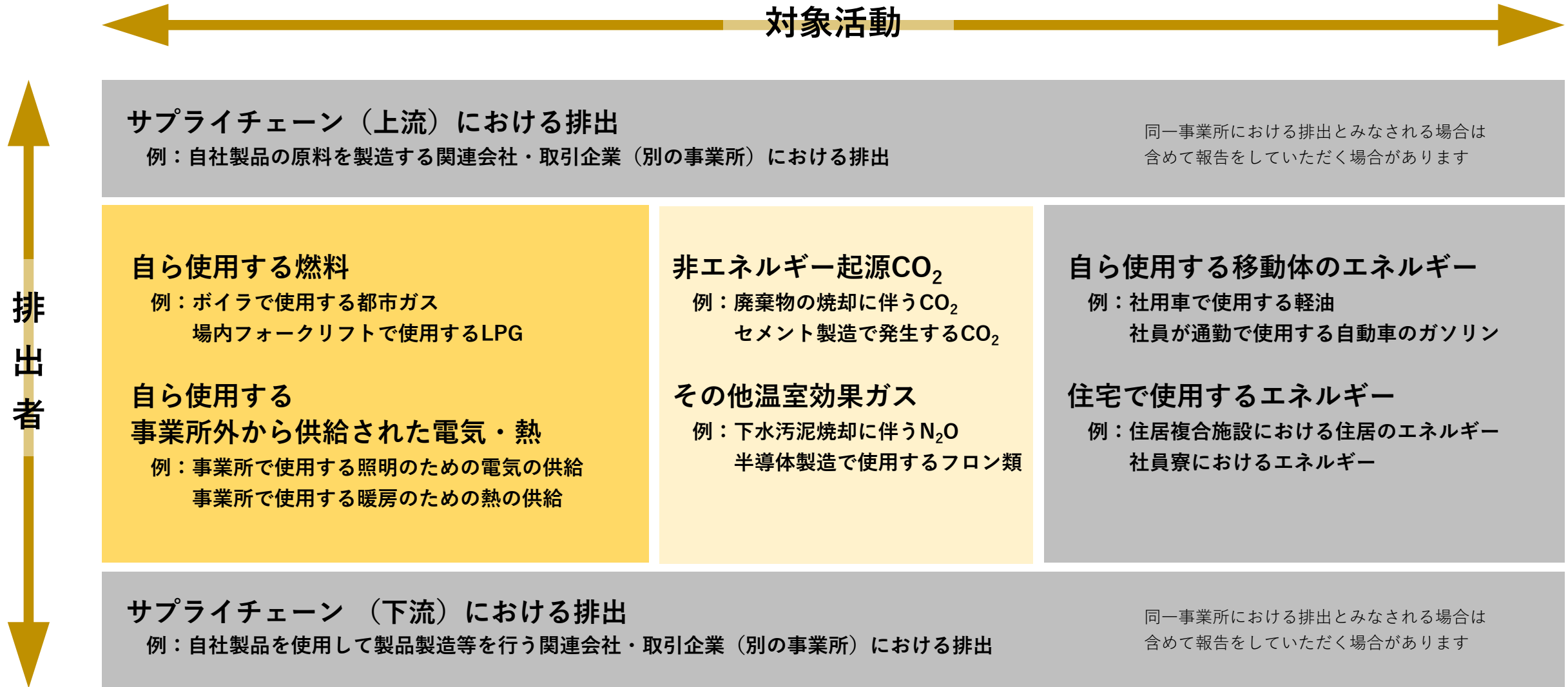
10,000 m² 以上 の小売店舗を設置する事業者（大規模小売店舗立地法の店舗面積）

計画年度

計画には、多額の費用を要する設備の更新など
中長期的に実施する内容が含まれるため、
複数年度を計画期間として、目標を定めるものとしています。



報告の範囲



報告の範囲

すべての計画提出者が
計画策定と実施状況報告を行う。

計画提出者のうち、その他ガスの種類ごとに
排出が3,000 t-CO₂以上となる事業者が
削減計画を策定し、実施状況を報告する。

例：自社製品の原料を製造する関連会社・取引企業（別の事業所）における排出

自ら使用する燃料

例：ボイラで使用する都市ガス
場内フォークリフトで使用するLPG

自ら使用する 事業所外から供給された電気・熱

例：事業所で使用する照明のための電気の供給
事業所で使用する暖房のための熱の供給

非エネルギー起源CO₂

例：廃棄物の焼却に伴うCO₂
セメント製造で発生するCO₂

その他温室効果ガス

例：下水汚泥焼却に伴うN₂O
半導体製造で使用するフロン類

その他ガスの種類

- 非エネルギー起源CO₂
- その他温室効果ガス
 - CH₄（メタン）
 - N₂O（一酸化二窒素）
 - HFC（ハイドロフルオロカーボン）
 - PFC（パーフルオロカーボン）
 - SF₆（六ふっ化いおう）
 - NF₃（三ふっ化窒素）

サプライチェーン（下流）における排出

例：自社製品を使用して製品製造等を行う関連会社・取引企業（別の事業所）における排出

同一事業所における排出とみなされる場合は
含めて報告をしていただく場合があります

排出者

算定の方法

排出量は、燃料等の使用量を基に計算により算定します。

使用量は、燃料等の購入量（燃料等供給事業者が発行した購買伝票等）により把握します。

排出係数

$$\begin{array}{l} \text{電力} \\ 1,000,000[\text{kWh}] \end{array} \quad \times \quad 0.000495 [\text{t-CO}_2/\text{kWh}] \quad = \quad 4,950 [\text{t-CO}_2]$$

$$\begin{array}{l} \text{都市ガス} \\ 1,000,000 [\text{Nm}^3] \end{array} \quad \times \quad 45 [\text{MJ}/\text{Nm}^3] \quad \times \quad 0.0000136 [\text{t-C}/\text{MJ}] \quad \times \quad 44/12 [\text{t-CO}_2/\text{t-C}] \quad = \quad 2,240 [\text{t-CO}_2]$$

$$7,190 [\text{t-CO}_2]$$

地球温暖化対策推進者の選任

特定事業者（計画書の提出が義務である者）は
地球温暖化対策推進者を選任し、県に届け出る必要があります。



- ・ 計画の作成や進行管理に関する権限を有する方を選任してください。
（推進体制の整備や設備更新、運用改善等に関する権限を有する方）
- ・ 事業者の役員や事業所長（工場長）の方などが想定されます。
- ・ 「エネルギー管理士」などの資格は不要です。

任意事業者（計画書の提出が義務ではない者）は
地球温暖化対策推進者の選任は義務ではなく、県への届出も不要です。

計画書の公表

特定事業者（計画書の提出が義務である者）は
作成した計画、報告した実施状況を公表する義務があります。

- 計画書に記載した方法（ホームページや備置き）で公表を行ってください。
- 公表を行う期間は、提出年度の翌年度の7月31日までです。

埼玉県も、特定事業者（計画書の提出が義務である者）から
提出された計画、実施状況をホームページで公表します。

- 県が公表を行う期間は、提出年度から5年間です。
- 任意事業者（計画書の提出が義務ではない者）は、県による公表の可否を選択することができます。

目標設定型排出量取引制度

大規模事業所は

地球温暖化対策計画制度に併せて、目標設定型排出量取引制度の対象事業所となり、排出総量の定量的な削減に努めるものとしています。

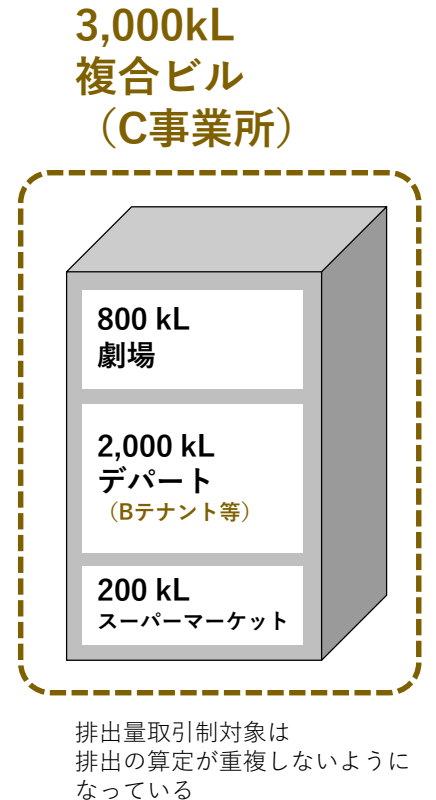
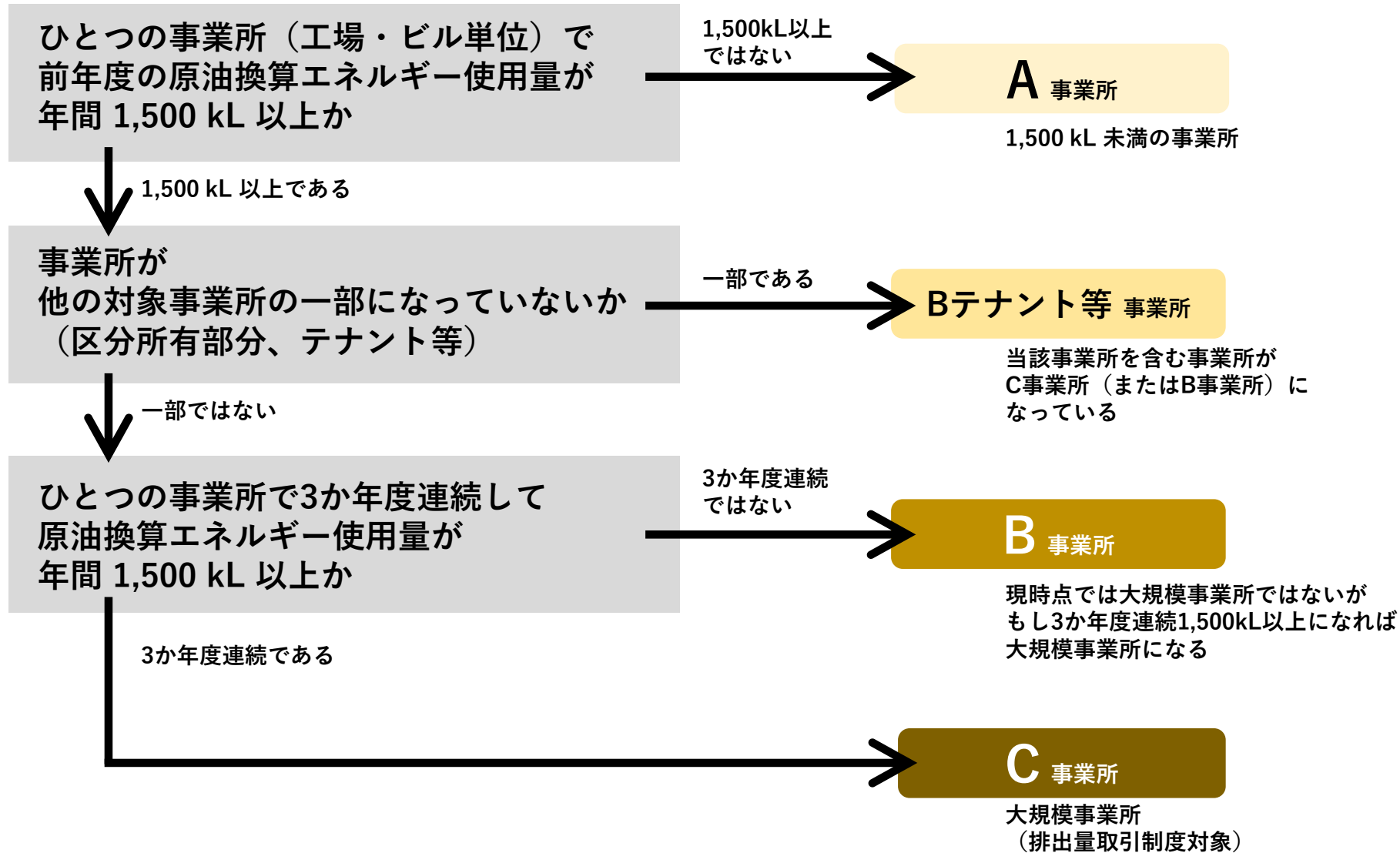
(詳細は「取引制度」の資料で説明します。)

大規模事業所

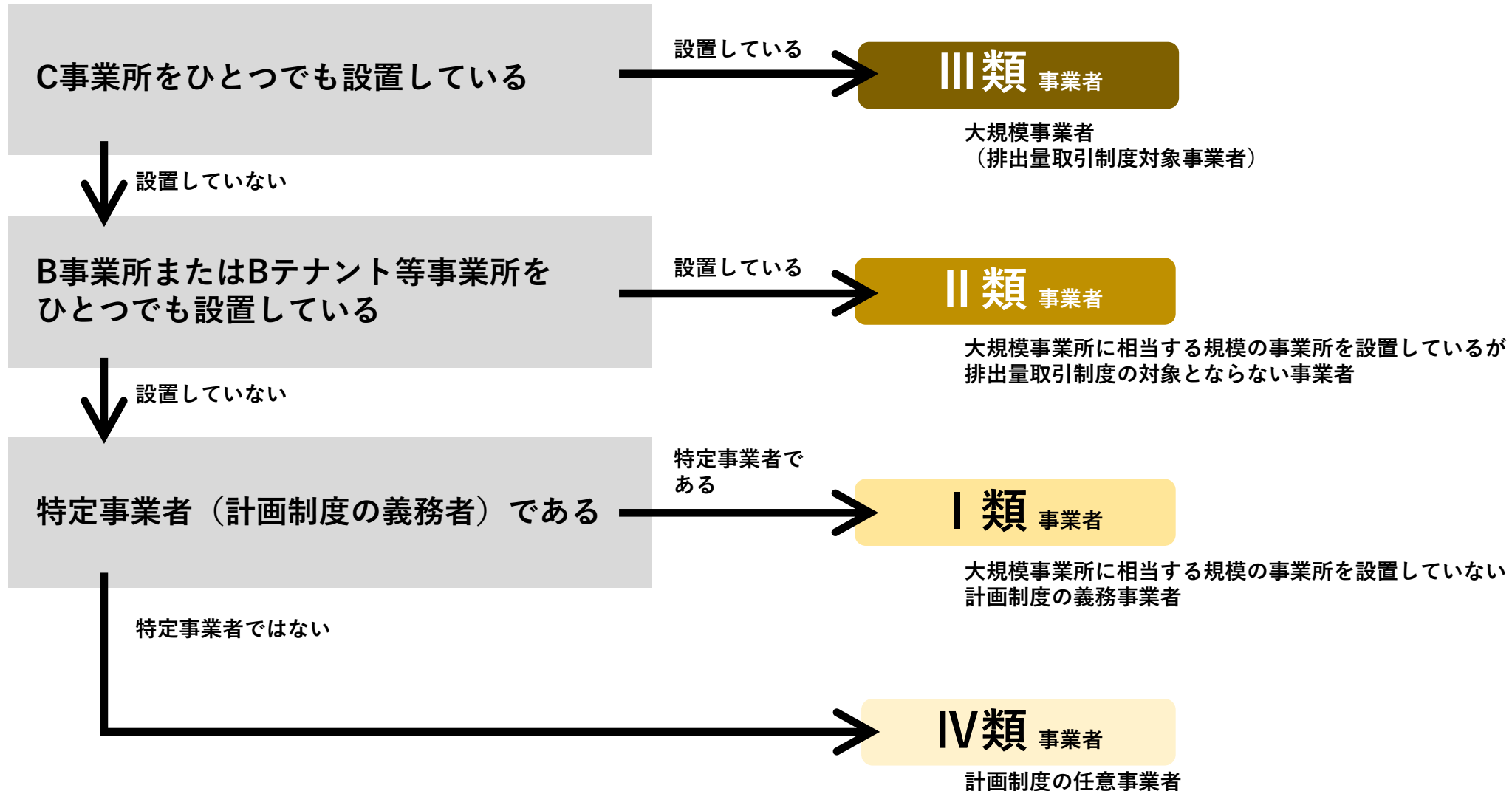
ひとつの事業所（工場・ビル単位）で

3か年度連続で年間1,500kL以上のエネルギーを使用する事業所

事業所の分類



事業者の分類



令和4年度計画書提出

今年度の計画書（実施状況報告書）の提出期限は

8月1日（月曜日）です。

提出遅延のないよう、御準備をお願いします。

お問合せ先

埼玉県 環境部 温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

TEL 048-830-3044, 3043, 3049

Mail a3030-03@pref.saitama.lg.jp

「エル・ジー」

埼玉県地球温暖化計画制度のWebページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/keikaku.html>

埼玉カーボンニュートラルポータルを開設しました。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0503/saicn.html>